

経済状況にかかわらず安定した学校給食の取組の推進を求める意見書

日本国においては、昭和29年に学校給食法を定めており、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定めることにより、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的として、実施をしております。

また、同法第11条第2項において、学校給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担と明記されています。

国は、昨今の物価高騰による経済状況に応じた新たな令和4年度の地方創生臨時交付金を地方自治体へ交付し、各自治体におかれましては、栄養バランスや量を保った学校給食の安定につなげていくため、学校給食費の負担軽減など子育て世帯の支援体制を整えました。

学校設置者と保護者との協力により、学校給食が円滑に実施されることが期待されるとの学校給食法の立法趣旨に基づき、家庭の経済状況が厳しい児童生徒の学校給食費についても、生活保護等による教育扶助や就学扶助の制度を設けるなどの財政負担についても、これからも引き続き国は援助する取組をしていく必要があります。

よって、東大和市議会は、義務教育段階での児童生徒が安心して学校に通うことができるように、経済状況にかかわらず安定した学校給食の取組の推進をより一層求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

(議決日) 令和4年12月15日

(送付日) 令和4年12月22日

(送付先) 内閣総理大臣、文部科学大臣